

政総第1663号
令和8年10月8日

神奈川県議会議長 杉本 透 殿

神奈川県知事 黒岩 祐治
(公 印 省 略)

質問趣意書に対する答弁書について（送付）

令和8年9月18日付け神議第1534号をもって送付のありましたさとう 知一
議員からの質問趣意書について、別添のとおり答弁書を提出します。

問合せ先
政策局総務室企画調整第二グループ 飯島
内線 3026

答 弁 書

● 路線バス運転手の確保と自動運転社会の実現について

地域の移動手段の柱となる路線バスは、運転手の高齢化に加え、時間外労働の上限規制いわゆる「2024年問題」などを起因とした、運転手不足による減便が続いています。

そこで、運転手不足への対応として、県は、バス協会に対して、大型二種免許の取得に活用できる交付金を交付し、運転手の採用に取り組むバス事業者を支援しているほか、市町村が路線バスから小型車に転換する費用や、若者などが早くバス運転手になるための特例教習費用に補助する、新たな2つの制度を昨年度創設しました。

これにより、昨年度1年間で、約30名の運転手の確保につながりました。

一方、市町村の小型車転換への補助の要件は、対象地域を人口が少ない中山間部などに限定していますが、運転手不足は、都市部でも深刻な課題であり、市町村から対象地域を拡大して欲しいといった声を頂いていることから、今後は、要件の緩和を検討していきます。

次に、自動運転の取組として、県は、都市における交通課題の解決に向けた自動運転の実用化を図るため、昨年3月に、小田原市、本田技術研究所と協定を締結しており、今年2月から、小田原市橘地区において、運転手が乗車する自動運転レベル2での実証実験を進めています。

これまでに、約2,400キロメートルを走行し、基礎データの取得を完了したことから、10月からは、交通量の多い県道に走行範囲を拡大します。

さらに、令和9年度には、運転手を必要としないレベル4に移行し、走行実績を積み上げ、県内での自動運転の早期実用化を目指します。

● 障害当事者が地域で暮らし続けるための「地域生活移行」の推進について

障害福祉等サービスのうち、グループホーム及び計画相談支援事業所は大幅に増加し、訪問系サービス事業所のうち居宅介護は若干増加、重度訪問介護は若干減少しており、令和8年9月1日時点の数字では、県内にグループホームは1,036、計画相談支援事業所は737、居宅介護は1,615、重度訪問介護は1,252となっています。

県では、相談支援について、提供体制の確保と質の向上を図るため、相談支援に従事する者の養成研修を毎年度継続的に開催しています。加えて、すべての地域で安定した相談支援が提供されるよう、相談支援事業所の開設促進や運営の安定化に取り組んでいます。

さらに、地域生活支援拠点等については、30市町村が整備済みであり、このうち29市町村は、緊急時の受入対応の機能についても整備しています。未設置となっている3市町村についても、設置に向けた助言・相談などの対応を進めています。

障害当事者が自らの希望に基づき、地域で安心して暮らせる環境づくりのため、県は市町村と協調し、グループホームの設置・運営に対する補助を行うことで量的充実に向けた取組を推進していきます。

また、グループホーム、訪問系サービスや相談支援事業所など事業所の指定に当たっては、生活の質を維持・向上させる支援内容となっているか等、適切なサービス提供を行う事業者であるか審査した上で、指定を行うことで質的充実を図ります。

さらに、地域生活支援拠点の相談や緊急時の受入対応等について各市町村で必要な機能が満たされているのかを把握し、市町村と連携し、機能の充実、整備促進に向けて取り組んでまいります。

● 外国籍県民との共生社会の実現と「地域の担い手」としての外国人材について

本県は、横浜開港以来、多くの外国人が居住してきた歴史を持ち、県内の外国籍県民の数は年々増加しています。

外国籍県民は、地域社会や経済活動の担い手として存在感が増しており、国籍に関わらず全ての人が心豊かな暮らしを送れるよう、多文化共生社会の実現を目指すことは非常に重要です。

このような観点から、県では、「かながわ国際施策推進指針」の中で、多文化共生の地域社会づくりを基本目標に掲げ、取組を進めてきました。

具体的には「多言語支援センターかながわ」での相談対応や、日本語教育の体制づくり、日本の生活ルールを学べるセミナーの実施、多言語での情報提供など、様々な事業を実施しています。

こうした中、外国籍県民からの相談内容は子育て、日本語学習、労働、防災など多岐にわたり、ニーズも多様化してきているため、横断的に対応するには、専門性やネットワークを有する関係団体等との連携が重要であると認識しています。

そこで、県では、民間事業者との連携により、県内在住、在勤、在学の外国籍県民等を対象に、日本語学習アプリの利用を一定期間無償とするなどのサービスを開始しました。

また、公益財団法人神奈川産業振興センターと連携し、外国人を雇用する企業に働きかけを行い、地域への定着に向けた日本の生活ルール等に関する出前講座を、今年度から新たに実施しています。

今後も、関係団体等と手を携えながら、外国籍県民が地域社会の一員として受け入れられ、安心して暮らしていけるよう、多文化共生社会の実現に向けた取組を進めてまいります。

● 大規模災害に備えた「要配慮者支援」の強化について

県は、令和8年熊本地震の発生直後に、災害対策支援チームや保健医療福祉支援本部を立ち上げ、市町村などと連携して、事務職員やDMA T隊員、応急給水隊など、約200名の人員を派遣しています。

今回の熊本地震では、猛暑日が続く中での避難となったことによる、避難所での熱中症対策が課題の一つとして挙げられます。こうした避難所の生活環境の改善は、災害関連死の多くを占める要配慮者への支援の観点からも重要です。

県は、市町村の避難所運営の参考となるよう作成した「避難所マニュアル策定指針」において、医師や保健師等と連携し、夏場の熱中症や冬場の低体温症等を防ぐため、こまめな水分補給の呼び掛けや、季節を考慮した対策を位置付けていますが、今後、気候の変化に応じた避難所のあり方を検討し、本指針に反映させます。また、市町村地域防災力強化事業費補助金により、酷暑や寒波対策など避難所の生活環境の改善に取り組む市町村を後押しするほか、災害時においては、昨年度、県冷凍空調設備協同組合と締結した避難所への可搬式空調機器の設置に関する協定や、今年度、新たに導入したスポットクーラーなどにより、市町村を支援します。

県は、今回の支援活動から得られた教訓、知見等を踏まえ、要配慮者をはじめとする避難対策の充実・強化に取り組み、大規模災害に備えてまいります。

● GREEN×EXPO 2027 を一過性のイベントに終わらせないためのレガシーについて

GREEN×EXPO 2027 は、国内だけでなく海外からも多くの方の来場が期待される国家的プロジェクトであり、GREEN×EXPO の機会を活用して、県政の基本理念である「いのち輝く“Vibrant INOCHI”」を広く発信するとともに、県の魅力や取組を積極的にPRすることなどにより、閉幕後もその成果をレガシーとして継承していくことが重要です。

そこで、本県ゆかりの農産物の魅力を来場者に知っていただくため、県出展エリア「Vibrant INOCHI Forest かながわ館」の庭園において、県育成品種である「湘南ゴールド」や、ウメの「十郎小町」、観賞樹であるヤボンノキの「八剣枝垂れ」のほか、本県が全国有数の産地になっているパンジーやビオラ等の花苗を植栽し、閉幕後の消費拡大につなげていきます。

また、未来を担う子ども達に、広く花や緑との関わりを体験し親しんでもらうきっかけとするため、学校で花を育て、会場内に植える「花咲かスクールプロジェクト」も進めています。

さらに、本県が取り組む「ともいき」の理念をより一層広めるため、かながわ館の出展テーマの一つとして「共生社会の実現」を掲げ、屋内展示において「かながわともいきアート展」の受賞作品を展示するとともに、庭園では、車いすに乗ったまま作業ができる花壇「レイズドベッド」を設置したり、県庁の「ともいきファーム」でも活用している「アクアポニックス」による農福連携の取組を発信していきます。

こうした取組に加え、GREEN×EXPO を契機に、全国から観光客の誘客を図るため、来年度、大型観光キャンペーン「神奈川・横浜デスティネーションキャンペーン」を実施するとともに、閉幕後の令和10年度には「アフターキャンペーン」を行うなど、今後も、キャンペーンにおいて磨き上げた観光資源を活かして、継続的な誘客促進に取り組んでいきます。

このように、GREEN×EXPO を一過性のイベントに終わらすことなく、閉幕後も、その成果をレガシーとして継承していくための取組をしっかりと進めてまいります。

● 将来世代に責任を持つ県財政と行政改革について

○ 行財政改革の今後の進め方について

限られた資源で、複雑化・多様化する県民ニーズに対応した質の高いサービスを提供していくためには、徹底した施策・事業の見直しと資源の重点配分が必要です。

そのため、特に、施策・事業の新設や拡充に当たっては、既存施策・事業のこれまでの成果等も踏まえ、優先順位を見極め、廃止や休止を含めた見直しを行うなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとしています。

こうした成果重視の予算編成を行うため「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の考え方にに基づき、検証可能な成果目標（アウトカム）を設定しており、これまでの予算編成で設定した成果目標の達成度等をもとに、事業の成果や課題を分析し、必要な見直しを行っていきます。

また、継続する必要がある施策・事業については、将来の自治体行政の担い手不足が見込まれる中、一時的にコストが増加しても後年度の業務時間の削減が見込まれるものについては、デジタル技術や民間活力を積極的に活用していきます。

○ 持続可能な県財政を構築するための基本方針について

今後、人口減少や高齢化が、より一層進展することが予測される中においても、健全な財政運営を行う指針とするため、将来推計や今後の取組を内容とする「中長期の財政見通し」を令和6年2月に策定しました。

その中で、地方税財源の充実・強化を引き続き国に求めるほか、将来に過度な負担を残さないよう「県債管理方針」を定めるとともに、老朽化する公共施設についても、「公共施設等総合管理計画」に基づき、維持更新費の縮減・平準化を進めることとしています。

今後も、「中長期の財政見通し」に沿って、持続可能な財政運営を行っていきます。